

第十九回国会
衆議院

厚生委員会議録第二十二号

昭和二十九年三月二十六日(金曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事中川 俊思君

理事松永 佛骨君 理事長谷川 保君

理事岡 良一君

越智 茂君 高橋 等君

寺島隆太郎君 降旗 徳弥君

安井 大吉君 中野 四郎君

山下 春江君 滝井 義高君

萩元たけ子君 杉山元治郎君

山口シヅエ君

出席政府委員

厚生事務官 安田 巖君

(社会局長)

厚生事務官 太宰 博邦君

(児童局長)

厚生事務官(引揚援護局長) 田辺 繁雄君

厚生技官(公衆衛生局長) 楠本 正康君

厚生技官(医務局長) 曾田 長宗君

委員外の出席者

厚生事務官(大臣官房総務課長) 小山進次郎君

厚生事務官(医務局長) 高田 浩運君

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

三月二十五日

委員安井大吉君辞任につき、その補欠として小西寅松君が議長の名で委員に選任された。

同月二十六日

委員小西寅松君辞任につき、その補欠として安井大吉君が議長の名で委員に選任された。

三月二十五日

戦傷病者の援護強化に関する請願外一件(岡田五郎君紹介)(第三九〇九号)

同(永田亮一君紹介)(第三九一〇号)

同(大橋武夫君紹介)(第三九一一号)

同(中村時雄君紹介)(第三九一二号)

同(吉田重延君外一名紹介)(第三九一三三号)

同(竹尾式君紹介)(第三九一四号)

同(喜多壯一郎君紹介)(第三九一五号)

同(中島茂喜君紹介)(第三九一六号)

同(有田喜一君紹介)(第三九一七号)

同(青藤新八君紹介)(第三九一八号)

同(迫水久常君紹介)(第三九一九号)

同(上善五郎君紹介)(第三九二〇号)

同(理容師美容師法の一部改正反対に関する請願外二件(甲斐政治君紹介)(第三九六八号)

同(瀬戸山三男君紹介)(第三九六九号)

同(伊東岩男君紹介)(第三九七〇号)

指定薬品以外の医薬品販売業者資格

制度に関する請願(始関伊平君紹介)(第三九七二号)

同(浅香忠雄君紹介)(第四〇二六号)

同(櫻内義雄君紹介)(第四〇二七号)

未帰還者留守家族等援護法による医療給付期間延長に関する請願(萩元たけ子君紹介)(第三九七二号)

未帰還者留守家族の援護強化に関する請願(井手以誠君紹介)(第四〇一八号)

社会保険における暖房料認可に関する請願(小山倉之助君紹介)(第四〇一九号)

クリーニング業法における試験制度存続に関する請願(伊東岩男君紹介)(第四〇二〇号)

同(白井莊一君紹介)(第四〇二二号)

同(小山倉之助君紹介)(第四〇二二二号)

同(伊藤好道君紹介)(第四〇二三三号)

同(逢澤寛君紹介)(第四〇二四四号)

同(山田好一君紹介)(第四〇二五五号)

国立療養所の給食費増額に関する請願(細迫兼光君外二名紹介)(第四〇二八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九七号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

らい予防法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二三号)

厚生行政に関する件

○小島委員長 これより会議を開きます。

まず母子福祉資金の貸付等に関する法律案を議題とし、審査を進めます。

本案はすでに質疑を終了しておりますが、ただいま委員長のもとに各派共同提案になる修正案が提出されておりますのでその趣旨の説明を求めます。青柳一郎君。

○青柳委員 御存じのようにこの法案は、一昨年度厚生委員会におきまして、各派共同提案をもつて成立せられたものでございまして、今回政府がこれに適當な改正を加える点につきましては、私も一様に賛意を表するものであります。ただここに一つ、現在二十才未満の子供を擁する未亡人に対しては、生業資金の貸付、支度資金の貸付、技能習得資金の貸付、生活資金の貸付及び事業継続資金の貸付の五種類が認められております。しこうして子供の方に対しては修学資金の貸付及び修業資金の貸付が認められておるのみでありまして、今回政府の提案によりまして、これを孤児に押し及ぼすものであります。この孤児につきましても修学資金の貸付及び修業資金の貸付にとどめております。しかるに従前から本法律の運営に際しまして、各

地より非常に要望が強くございまして、それは子供についても支度資金の貸付を許せということでございます。従いましてここに修正案を提出いたしまして未亡人である母を擁してあります子供に限らず、この孤児につきましても支度資金の貸付を母に対してこれを貸しつける際に定められております条件と同じ条件を持つて与えんとするものでございまして、ここにこの修正案を附記いたします。

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条の改正規定中「第六号を」

「第二号、第六号」に、「第七号を」

を「第七号をそれぞれ」に、「同条第二項中「前項の場合において、」の下に「配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者に對する」を加え、を「同条第二項中「修学資金又は修業資金の貸付について」は、その貸付により」を「配偶者のない女子が扶養している者の支度資金、修学資金又は修業資金の貸付については、その就職し、」に改め、

第三条第一項第六号の改正規定の前に次のように加える。

二 配偶者のない女子若しくはその者が扶養している児童又は父母の不在児童の就職に際し必要な資金(以下「支度資金」という。)

第八条の二第一項及び第八条の三の改正規定中「修学資金」を「支度資金、修学資金」に改める。

かかる修正案を提案いたす次第でございます。

この修正案はひとり自由党のみならず各党共同提案になるものであることを加えまして、私の説明を終わります。

○小島委員長 以上で説明は終わりました。ただいまの説明についての御発言はありませんか。——なければ母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案の両案を一括して討論に付します。山下春江君。

○山下(春)委員 ただいま青柳委員から御提案になりました母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案の修正案に対しては、私も満腔の賛意を表するものであります。

この母子福祉資金貸付法が立法化されましたからまだ日が浅いのでございまして、非常に多くの欠陥をまだ発見はいたしておりませんけれども、全国からの支度資金に対する要望は、青柳委員御説明の通り非常に強い要望がございまして、このことが今回修正されますことは非常に時宜を得た処置でございまして、まことにけつこうだと私も喜んでおります。従いましてこの修正案に賛成いたしますとともに、修正部分を除く政府原案に賛意を表しまして、私の討論を終わります。

○小島委員長 秋元たけ子さん。

○秋元委員 私は日本社会党を代表して、ただいま上程されました母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案の修正案並びに修正案を除く政府原案に賛成するものであります。ただ修学資金に対する利子の問題でございますが、これは国の犠牲になりました母子、孤児等のための資金

でございますので、当然ただで国が提供してもよい費用だと思えますにもかかわらず、これに利子をつけるということとは——他の育英資金の場合には無利息でありますのに、これに利子がつくということは、何としても賛成できかねるのでございますが、これが一日も早く改正せられることを希望いたしますので、この法案は一步前進したものであるのでございますために、賛成の意を表するものでございます。

○小島委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○小島委員長 速記を始めてください。杉山委員。

○杉山委員 たいへんおそくなつて申訳ありません。

母子福祉資金の貸付の問題につきましては、私も以前望んでおつたところへ一步前進して参りまして、非常にこれはけつこうだと存じております。そういうような意味合いにおきまして、修正案に賛成し、なお修正部分を除いた原案に賛成いたします。

以上をもつて討論をいたします。

○小島委員長 以上で討論は終局いたしました。採決いたします。

まず各派共同提案になる修正案を可決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議なしと認めます。よつて本修正案は可決いたされさせていただきます。

次に、ただいま修正いたしました残りの部分を原案の通り可決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議なしと認めます。

よつて本案は修正議決いたしました。なお本案に関する委員会の報告書作成に關しましては、委員長に御一任ありたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○小島委員長 次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案及びらひ予防法の一部を改正する法律案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。高橋等君。

○高橋(等)委員 政府委員に若干質問をいたしたいと思ひます。

まず第一にお伺ひしたい点は、第三十四条の關係であります。軍務に服しておつて、それによつて戦病死というか、病死をいたしました、なお公務とみなされないで、甲尉金をもらえない者があつたのではないかと考えられます。この条文で申しますと、勤務に關連して云々という言葉があるのでございまして、この点について御説明を承りたいと思ひます。

○田辺政府委員 勤務に關連する自傷または疾病と申しますのは、当該勤務が原因または誘因となつた自傷または疾病であるということに考へております。またその自傷または疾病がその勤務によつて一層程度が増進して、その結果、死亡に至つたという場合も、勤務に關連する場合であると考えております。現在の援護法においては、公務上という言葉を使つておりますが、これは恩給法に規定してあります公務のためという言葉と同じ意味にとつております。公務遂行と疾病との間に一定

の相当因果關係があつたということが言われておりますが、それよりは非常に広いのであります。公務遂行に際して受けた傷病は、故意または重大な過失による場合以外はおそらくすべてこれに入るのではないかと一應考へております。

○高橋(等)委員 具体的に伺ひます。この軍人の身分を持つた人、これが病氣になつてなくなつたというふうなものについては、どういふふうにお考えになつておりますか。

○田辺政府委員 学校の教官であられたような軍人の方々が疾病にかかつてなくなつた場合の取扱ひについての御質問でございまして、一般文官との振合ひ等もございまして、目下検討いたしております。かような場合に今度の甲尉金を差上げるといふことになりまして、その勤務の姿勢で、一般文官と比較して、認めることができるかどうかといふ点に問題があると思ひますので、その点にも少し研究していただきたいと思ひます。

○高橋(等)委員 この法案が上るまでの間に御回答いただきませんと、そうした点を研究といふようなことであとへ残したくないのであります。というのは援護法でやる場合に、いろいろわれわれの考へておりましたことと政府のおやりになつておられることが大分食い違ひつあることは、公務の認定の範囲においてたび／＼申し上げておることでございますが、どうぞ明日の委員会でのこの点をあらためてお答えをお願いしたいと思ひます。

次にこの法三十四条の二項であります。その点がどうなのですか。

○田辺政府委員 前段の御質問につきましては、御指摘の通りに考へております。在職期間が経過した後一年間以内に当該疾病によつて死亡した場合、それが一年以内であります。

厚生大臣の指定する疾病というのは、主として結核を考へております。というののは、私の記憶では、今度新たに改正がなされたように見受けるのであります。この法の改正案の附則の一を見ますと、「この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。但し、第三十四条及び第三十八条の改正規定は、昭和二十七年四月一日から適用する。」と書かれてゐる。そうすると、昭和二十七年四月一日から本日に至るまでの間、在職期間後一年以上を経過して死亡した人も今までの法律では認められておつたわけです。ところが今度の改正法によつて、特殊なものを除いて退職後一年以内に死亡した場合は認められて、それ以上のも

その者が、在職期間内又はその経過後一年(厚生大臣の指定する疾病については、三年とする。)以内に、当該負傷又は疾病により死亡した場合に限る。これは結局経過後一年、要するに在職期間をはすれども、一年内の死亡でなければやれないという御趣旨であると思ひます。

○田辺政府委員 前段の御質問につきましては、御指摘の通りに考へております。在職期間が経過した後一年間以内に当該疾病によつて死亡した場合、それが一年以内であります。

厚生大臣の指定する疾病というのは、主として結核を考へております。というののは、私の記憶では、今度新たに改正がなされたように見受けるのであります。この法の改正案の附則の一を見ますと、「この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。但し、第三十四条及び第三十八条の改正規定は、昭和二十七年四月一日から適用する。」と書かれてゐる。そうすると、昭和二十七年四月一日から本日に至るまでの間、在職期間後一年以上を経過して死亡した人も今までの法律では認められておつたわけです。ところが今度の改正法によつて、特殊なものを除いて退職後一年以内に死亡した場合は認められて、それ以上のも

それは認めないということになると、従来与えられておりました権利がこの法律によつて非常に狭められることにな

る。その点はどうかのですか。

○田辺政府委員 前段の御質問につきましては、御指摘の通りに考へております。在職期間が経過した後一年間以内に当該疾病によつて死亡した場合、それが一年以内であります。

厚生大臣の指定する疾病というのは、主として結核を考へております。というののは、私の記憶では、今度新たに改正がなされたように見受けるのであります。この法の改正案の附則の一を見ますと、「この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。但し、第三十四条及び第三十八条の改正規定は、昭和二十七年四月一日から適用する。」と書かれてゐる。そうすると、昭和二十七年四月一日から本日に至るまでの間、在職期間後一年以上を経過して死亡した人も今までの法律では認められておつたわけです。ところが今度の改正法によつて、特殊なものを除いて退職後一年以内に死亡した場合は認められて、それ以上のも

それは認めないということになると、従来与えられておりました権利がこの法律によつて非常に狭められることにな

る。その点はどうかのですか。

○田辺政府委員 従来の年金、弔慰金は公務のため傷病、疾病かつ死亡した

場合でありまして、この点に対しては従来の取扱いと今後ともかわらないのでございます。今回改正になりました部分につきましては勤務に関連する傷病、疾病でございます。その関連の程度を判定するといふことはさきかたがたでございまして、在職期間が終了した後に、短期間に死亡した場合でござい

ませんと、その関連を推定することが困難であるといふことを考慮いたしまして、期間を限定したのであります。従つてこの期間を限定した規定の適用は、いわゆる公務死亡でない場合にのみ適用されるのでございまして、公務の場合におきましては従来とかわらないと考へるのでございます。

○高橋(等)委員 その点はもう一度念を押しておきますが、大丈夫でございましてよろね。その点をはつきりお答え願ひたい。私は条文を読んで非常に疑問を持つておりますから伺つておきたいのであります。

○田辺政府委員 従来の公務のための死亡の場合は、三十四条の第一項でございまして、これについては期間の限定はないのであります。公務以外の死亡の場合が三十四条の第二項でございまして、これは期間の限定があるわけでございますので、法文上もその点ははつきりいたしておると思ひます。

○高橋(等)委員 そういたしますと、附則に但し、第三十四条の改正規定は「昭和二十七年四月一日から適用する」となつておる。第三十四条第二項の改正規定と書いてないのです。どうも三十四条は全文改正になつておる。これはどう考へればいいのですか。

○田辺政府委員 三十四条の第一項の

規定は、死亡の時期が昭和十六年十二月八日以後であつた場合においては、それ以前の負傷、疾病の場合であつても弔慰金を支給するといふふうに改められたわけでございます。その点はやはり遡及して適用する、こういうこと

でございます。ただいま御指摘になりました期間の制限は、公務死亡の場合には書いてございせんので、従つて公務上の死亡につきましてはそういう問題は起らないと考へております。

○高橋(等)委員 次に内地で敵の攻撃であつて死亡したとしました軍属についてですが、徴用工その他の場合は三万円

の弔慰金が出るようになっておる。ところが同じように敵の攻撃で倒れましても、内地軍属に対しては出ない場合があるのではないかと考へておるのですが、この点はどういうふうになつておりますか。

○田辺政府委員 内地の雇用人軍属の場合は業務遂行中に敵の空襲等によつて死亡した場合、これに對しましては御承知の通り旧陸軍につきましては、戦時災害救恤規程というものが適用になつております。海軍におきましては、海軍の共済組合に規定がございまして、この場合につきましては年金が支給されることになつておつたのであります。しかしその場合に年金を支給される遺族の範囲に制限がありまして、

死没者によつて生計を維持しておつた遺族に對して年金を支給する、こういうことになつております。これは現在の共済組合の制度に引継がれておるわけでございます。そこで主として生計を維持しておらなかつた遺族に對してはどういう処置をとるかといひます

と、その場合につきましては相当額の一時金を支給するのが、陸軍ではさきの規程、海軍では共済組合に規定しておつたのであります。従つて生計依存関係になつた遺族でございまして、も、相当額の一時金を支給することに相なつておりますので、おそらく大部分の方がその一時金を支給されたもの

と考へておるのでございます。

○高橋(等)委員 ちよつと疑問のようですが、雇用人でない軍属についてはどうなつておりますか。

○田辺政府委員 雇用人以外の嘱託等でございます。陸軍の場合におきましては戦時災害救恤規程は全部適用になつております。それから共済組合でございまして、共済組合の組合員たる資格を持つ者については、共済組合は全部適用になりますので、嘱託等も原則として大部分の方はそれに入つておるものと考へます。

○高橋(等)委員 そこで伺ひたいので

すが、共済組合の規定というものと、援護法の関係におきまして、受給者の資格に制限がある。これはただいまお話をなつた通りであります。そこでこれは先ほど御質問しましたところの空襲によつてなくなつた人というだけでは、外に、外地においても同じような例がたぐさあるのです。共済組合の金

がもらえない、あるいは今まで全然もらつていないという人、これは弔慰金も何ももらえないのです。これはについて何か援護法で考へなければいかぬ問題がたぐさあるのじやないかといふことが考へられますが、それについてはどういうふうになつておりますか。

○田辺政府委員 内地の雇用人等の軍属で、業務遂行中に戦時災害で死亡さ

れた場合、年金を支給する場合と一時金を支給する場合があるといふことを今申し上げたのであります。一時金を支給につきましては、支給される遺族の範囲が広うございまして、やはり兄弟姉妹にまで及んでおるのでござい

ます。現実にもらつたかどうかという点はあるいはもらつていない人があるかもしれませんが、少くとも共済組合の規定からいへば、その方々は相当額の一時金をもらふ権利があるわけであり

ます。おそらく今日でも、それは現在の共済組合の制度に引継がれておるのではないかと考へるので、私どもが過去におきまして、いろいろそういう御陳情を受けまして調べてみましたけれども、資料のはつきりしている方については、一時金を支給した例が、ちやんと記録に載つております。あるいは多数の中にはもらつておられない方が

あるかも知れませんが、その方もしもらつていないという事実がはつきりいたしまして、これはよく調べてみないといふわけですが、今でももらへるのではないかと、こう思つておりますが、なおその点共済組合当局に確かめて、後日またお答え申し上げます。

○高橋(等)委員 ただいまの件は、また今後お調べを願つて、明日でも御返事を願ひたいと思ひます。

○田辺政府委員 共済組合の一時金といふものは俸給の何箇月分に當るのか知りませんが、その俸給といふのは、今どういふふうによつておりますか。昔の俸給を何倍かしたのか、あるいは今改訂をされておるか、それは援護法の弔慰金の立法の精神が、大東

亞戦争以後で死亡した人には弔慰金が出ることにしてありますが、中にはも

う死亡特別賜金をもらつた人もある。

もらわれない人もあります。もらわれない人が多いという考へ方からこの弔慰金をあらためて出すといふのがこの制度であります。そこでこの敵の攻撃によつてなくなつたところの軍属の人々

といふものは、いづつなくなつておるかといへば、少くとも内地においては戦争末期なのであります。そこでどうした人々が一時金の請求をほとんどしてないと思ふのが私は愛当であらうと思ふ。そういうふうな考へ方から

行きますと、この共済組合関係の一時金しかもらえないよな関係の人について、何か考慮しなければいけない問題があるのではないかと徴用工の、いわゆる学徒動員の方たちが三万円の弔慰金を一律にもらふ、しかも一方は何ももらつてないといふような問題が起ります。また今お聞きしますように、

よしんば共済組合で一時金を出すとしても、その額が一体どれくらいになるでしようか、非常な不均衡がそこにはせぬかといふことも心配いたします。実際問題としてはもらわれない人が非常に多いのだといふことによつて立法の精神を統一する必要があるのではないかと、こゝう考へるをもつてお伺ひいたしておるわけでありまして、この点は明日お答えを願へば結構でございます。

次に年齢制限の問題でございまして、恩給法によりまして父母の年齢に對しては制限がありません。若年停止もないわけですが、それがこの援護法におきましては六十歳という制限があるわけでございます。これについて、一体どういふわけであつたのかという点は、

盛られなかつたのだらうという点は、

盛られなかつたのだらうという点は、

これはひとしく全国の援護法の適用の父母の方々の重大關心事でございまして。この点をお答え願いますとともにも、これが予算的な理由であるとしません、これが予算的な理由であるとしません、そんなに金はかからないと考へておりますので、一応御研究を願ひなければならぬものと思うのであります。それに対するお答えを承ります。

未成年者に限る理由はないわけでございます。また父母が再婚した場合の年金をストップするという場合においても、一定の制限を置いて、その制限に該当する場合においては年金を停止する、あるいは若年停止であるとか、あるいは多額所得者に対する調整ということは、ある程度の社会政策的

念上非常な不満が起るのである。これについては將來御研究をお願いいたしておきたいと思うのであります。

それからいふ一点、この一点だけであります。恩給法と援護法の適用の場合を考えると、旧民法を適用する場合と新民法を適用する場合とがまち／＼なつてゐる。そのためにとてもな

から三勲症までに限定したのであります。と申しますのは、恩給法の規定にもございますが、第三款症の中に精神的または肉体的作業能力に軽度の妨けのある者という規定がございます。従いまして、四勲症、五勲症以下は、援護という観点から申しますならば、一応除外してもよからうじやないかという

最後に御指摘になりました六十才未満の父母があつて、死没者が死んだときにおいて世帯が同一であつたけれども、分家をしておられた、こういう場合、

(C) 五族同化政策の目的は、**民族援護法の第一条に**、この法律は国家補償の精神に基づき遺族を援護することを目的とする」と書いてあるのでございいます。すなわちこの法律は**国家補償**といふことと援護といふこと、この二つの精神が立法の基礎になつてゐると考へております。この二つの精神が融合一体となつてこの制度の支柱となつてゐる、こう考へているわけではございませぬ。

ますが、援護法の場合におきましては、それをさらに明文化いたしましたし、援護するという規定を置くことにいたしましたして、国家補償のその恩給法的なそういう精神にプラスしまして援護するという観点から、先ほどのような一般的に稼働能力があると考えられるような方々を原則として一定の線を引きまして対象から除外する、こうい

は出て參つてゐる。ここに援護法と恩給法の間の一つの盲点であるように考へるのであります。この点を十分に御研究をお願いしたいのであります。

いま一点伺いたいの、たとえば分家をした場合、その父母が援護法を實施した年に満六十歳になっている場合は、援護法の適用を受ける、六十歳になつておらない場合は永久に援護法の意

つは今回の厚生年金保険法の改正案につきまして、三款症までも年金または一時金の対象にするという改正が今回企図されておりますが、内部疾患のような方に對しましては、三款症まで年金を出す、外部の傷害に對しましては、症状が固定した場合に一時金を出す。これも三款症までに限定いたしておりますので、こうした社会援護立法と歩

いう範囲に入りまするが、年金支給の
対象としては、年齢の制限にひつかか
りまして、これはもらえないのでござ
います。恩給法の場合はどうかと申し
ますと、死亡した時期が旧民法時代
でございますれば、戸籍が同一という
ことを要件とされますので、その要
件からはずれてしまふ、こういうこと
になるわけでございます。そこで先ほ

す。この点は高橋義典において、
ねて主張せられてゐる御持論であるとな
承つております。従ひまして、国家補
償という考え方に基いて実施をいたす
のでありますが、實際の支給の對象と
なる金額等をきめる場合におきまして
は、援護という観点を加味してやつて
いるわけでございます。そこで遺族の
範囲につきましては、一般に稼働能力
があると考えられます六十歳未満の者

満であるとか、あるいは子供の場合におきましては十八歳というふうに限定した次第でございます。

○高橋(等)委員 どうも思想統一がとれてないようであります、確かに先ほど言われましたように、国家補償の精神に援護を加味したものであるということ、援護法の性格として私は考えている。しかし政府がこのたび提案

あるのです。おかしいのですか、この点を承つてみたい。

○田辺政府委員　先ほど障害年金または障害一時金の支給については、恩給と歩調を合すようにしておきながら、遺族援護の場合においては年齢制限をするということ、考え方が統一しておらないではないかという御質問がございました。今回障害年金

第五であります。
 それから恩給法と接護法との食い違
 いの問題でございますが、お説の通り、
 いろ／＼お気の毒なおかしな事例を生
 じております。これは恩給法が民法改
 正前におきましては、戸籍の同一とい
 うことを要件にいたしており、民法改

という要件で一貫いたしますれば、か
ような矛盾は起らないわけでごい
まするが、これも先ほど申し上げた
通り、援護法と恩給法との調整とい
うよりも、両法の歩調を合せるため
に、恩給法の立て方を若干考慮した
方がいゝのではないか、かように考
えておるわけであります。

○高橋（等）委員　そういう事例
の場合

につきましましては、原則として遺族の慰問から、年金の支給につきましましては対象から除外をいたしております。恩給法の場合におきましては援護という精神が加味されておらないと考えておりますが、もちろん恩給法の場合におきましても、ある程度の社会政策的な考慮は入つていると考えられるのでございます。たとえば純然たる国家補償の場合でございますれば、遺族に対して

一応考へると、この場合は恩給法との均衡ということを非常に力説されている。これは提案理由の大臣の説明の中にちゃんと書いてある。一方の方ではそういうような立論をされる。結局はりくつの問題ではなしに、やはりこうしたものは同じように戦争に行つてなくなつたのだ。しかるに一方は六十歳にならなければもらえない、一方は年

またに隨從一時金を支給する範圍を拡大いたしましたのは、お説の通り恩給法の改正にある程度歩調を合せることでございますが、しかしこの場合におきまして、支給の範圍につきましては若干相違がございます。恩給の場合におきましては、旧七項症、現在の一欸症でございますが、一欸症から五欸症まで全部に対して年金または一時金を支給するということになっておるの

うことを要件にしておる。従つて死亡した時期が民法改正前の場合であれば、戸籍の同一ということで縛られており、民法改正後であればそういう事態は起らない。先ほど御指摘になりましたような分家の場合におきましては、そういう事態は起らないわけでございます。その点は恩給法が過去の制度を復活するということによりにこ

受けるのですか、どうですか、その点を伺います。それとともに、厚生大臣がもし御出席になるようなことでもありますれば、私は大臣に対する質問は保留いたしまして、これで私の質問を終りたいと思います。

○田辺政府委員　援護法は御承知の通り、昨年の八月恩給法が成立いたしましたときに、軍人恩給との調整を根本

つてすべて軍人恩給の方に移管するといふことになっております。従いまし軍人に關しましては、八月一日以降におきましては、権利は発生しない建前をとつておりますので、こういう方々が六十歳になりまして、その死没者が軍人であつた場合におきましては、援護法上の権利を与えないことになつております。

○高橋(等)委員 もう一点……八月一日現在で六十歳になつておれば援護法の適用を受ける、なつていなければもう今度は六十歳になつてもだめだ、こうなんですか。もしそうだとすれば、私は非常な愚法だと思ふ。少くとも経過規定でもつくつて、これが救済されなければいけない。ほんとうに愚法ですよ。その点をどうお考えでありますか。

○田辺政府委員 確かにお話の通り、非常に矛盾があるわけでございます。ただ八月一日現在をもつて恩給法と援護法との根本的な調整をはかつたのでありまして、同一の対象に對しまして、同一の原因で死亡した場合に、同じような目的を持つた二つの法律が競合することはおかしいことでありまして、立法の体系としては、恩給法自体の中において調整をなさるべき筋合いのものではないか。そういたしますれば、今御指摘になつた問題も解消するわけでございますので、新民法施行後におきましては、死亡したときにおいて世帯が同一であれば、戸籍云々といふことは問題ではないのでありますから、その点をもし調整するとすれば、恩給法の方を調整するのが、立法の体系としては適當でないか、かように考へております。

○高橋(等)委員 そうすると、八月一日で六十歳になつておれば、これは恩給法の適用は受けないが、援護法の適用を受けることは間違ひありません。従来も適用を受けておつたのだから……もしそうであるとすれば、むしろ恩給法を直せとか、援護法を直せとかいふよりも、恩給法の適用がないものならば、そこで援護法で、六十歳になつたらそれが支給ができるという規定を一応考へるのが親切なのじやなかつたかと考へる。それはどういふようにお考えですか。なすり合ひでなしに、何とか解決しなければならぬ問題だ。こんな具體的な例を申し上げて恐縮ですが、はつきり申し上げなければいかぬから、申し上げておるわけでありませう。

○田辺政府委員 八月一日現在までに満六十歳に達しておられた方であつて、片方の恩給法の方で扶助料の支給を受けることのできる余地のない場合におきましては、既得権を尊重いたしまして、援護法でそのまゝこれを存置するといふ考え方をとつております。確かに二つの法律の間に御指摘のような矛盾があるのでございますが、これは何とか調整して行かなければならぬ点については、まつたく御同感でございます。ただいろいろ私の方でも検討したのでございまして、立法の体系としては、調整の面というよりは、やはり恩給法自体の中で——一定の時期を限つて、その場合は戸籍が同一でなければならぬ、それ以後は戸籍が同一でなくともよろしいといふことも、おかしな点があるわけでございます。過去の制度を復活すると申しましても、たれは法律の体系は新しく権利を取得するとい

う建前をとつておりますから、その辺のところは考慮されてしかるべきではないか。しかも同じ目的をもつて、同じ対象に對して、二つの法律が適用になるといふことについては、原則としては立法体系としておかしいことであるので、これは恩給法の中で解決すべき問題ではなからうか、私はそう考へております。

○高橋(等)委員 その問題について恩給法では適用にならなかつたが、援護法では、恩給法でできなかった、六十歳になつたらその人々はもらへるはずですね。それでしよう。そうすると、もうすでに援護法の権利は条件つき、期限つきといふか、発生しておるのじやないかといふふうに私は考へる。そういう解釈を下してでもこれを救済なさる意思があるかないか。これは今非常な問題がある点です。はつきり腹をきめてもらいたい。既得権問題はどうかいふようにお考えですか。

○田辺政府委員 やはり六十歳になつたときに権利が発生するといふ考えをとつておりますので、現在の援護法ではそういう方に対しては遺族年金を支給することは、法律上はできないと考へております。

○小島委員長 青柳一郎君。○青柳委員 私はただ一点、ただいまの戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案について御質問したい。それは今最初の部分で問題になつておつた第三十四条の二項の但書であります。戦争に關する勤務に關連する負傷または疾病で、在職期間内またはその経過後、一年あるいは三年以内に当該負傷または疾病によつて死亡した場合に、五万円の弔慰金が出る、こ

う規定であります。ここに在職期間経過後一年あるいは三年以内に死亡した場合に限るといふ規定がなされますと、こういう問題が生ずる。それは疾病、負傷を受けて病院に入つて、病院で一応症状が固定したものととして、そこで在職期間が尽きて民間に出る。ところが前に病院に入つたときと同じ病気で死んでしまつた。それが再発であるかどうかといふような問題にからみまして、その死んだ時期が、病院を出てから一年または三年以内でないといふことはもたないのではないか、こういうような疑問が生ずると思ふのですが、その点は政府ではどういふふうにお考えになつておるかといふことを承りたい。

○田辺政府委員 病院で一旦おつて、退院した後に一年以内に死亡された場合におきまして、もちろん死んだ病氣にもよりますが、死亡の原因となつた病氣がはたしてその在職期間内に受けた病氣であるかどうかといふことを調べた上で処置しなければならぬと思ひます。これは非常に判定に困難な場合があると思ひますが、時間がかつたばつたほど判定が困難になつて参りますので、一応一年と限つたわけでございます。しかし一年と限つた場合においても、お話の通り、死亡の原因となつた疾病が在職期間内における勤務に關連する疾病であつたかどうかといふむずかしい問題が生じます。しかしこれは一年間でございますので、調査をいたしますればある程度判定はできるものと思つておる次第であります。

○青柳委員 今の問題ですが、病院から出るときに症状が固定してゐた、それが病氣が再発して死んだ、そういう者については、今までの法制では一応

症状固定なり、なおつたのだからといふので、何らの措置もとられておらなかつたのであります。ところが今回こういう規定になりますと、従前われわれがこの委員会でも相當議論しておりました、これは再発であるか再発でないかといふ問題が、今までよりもよけいに起るはずであります。私どもの氣持としては、医学的なことはよくわかりませんが、でき得るだけ同じ病氣、同じけがであるならば、再発の措置をとつていただきたいのであります。どうも私の氣持から申しますと、その点は、今までわれわれが知つておつたよりも何となく門があけたような氣がするものであります。そういうふうにお考えられないかどうかといふ点を、もう一度伺いたいと思ひます。

○田辺政府委員 一旦治療といふことで退院をされて、一年以内にその病氣のためになくなつたといふ場合におきまして、もしその病氣が同一のものであるといふ場合におきましては、これはその法律の精神上適用になると思ひます。同一であるかどうかといふことは、専断認定の問題だと思ひますが、その辺は實際問題について、個々の事情に即するように考へて行くほかはないのではないかと考へております。

○青柳委員 ただいまの問題はことに結核などについて起る問題だと思ひますが、ただいまの御答弁のごとくであるならば、われわれの意圖がここに少しく實現しておるといふふうに私どもは感じて、はなはだうれしいことであると思ひます。それでよろしいのかどうかといふことを重ねて伺ひたい。

○田辺政府委員 再発といふのは、違つた病氣であるのか、昔の病氣がその

ままの形であつて実はおつておらなかつたかといふことは、非常にむづかしい問題になると思ひますが、しかし個々の認定にあたりましては、一年以上という期間を限つてございしますので、社会常識に従つて善処したいと思ひます。

○青柳委員 非常にうれしいことなんです、その辺の解釈はできるだけあたかいた心をもつてやることを切にお願いをいたしておきます。

○小島委員長 山下春江君。

○山下(春)委員 ただいまの青柳委員の御質問は非常に大切な質問であり、私もそこをよく聞いていた。ききたいと思ひました。次長の御答弁もたいへんあたかみのある御答弁ですが、この通りに、一年以上以内に再発と認定される者の証明は、いかなる証明をもつてこれをお取上げになる御所存でございませうか。

○田辺政府委員 現在も実はいわゆる在郷死亡と申しまして、除隊になつて帰つたあとでうちでなくなつた方の認定については、非常に苦勞してゐるのであります。これが一般の病院といふような資料の整つてゐるところないものであります。自宅療養しておられてなくなつたといふような場合におきましては、非常に苦勞してゐるわけでありまして、これはなくなつたときの疾病の名前は死診断書に一応書いてございします。さうなるときには法務局の方でわかるようになつております。さういふような手をはたせるだけだと思ひますが、当時の事情を聞き、確かにその病気が在官期間中公務のために受けた病気であるといふことがつきりしてお

りまして、それと同一の病気だと考えられた場合には、先ほど申しましたような一般のわれわれの裁定上の体験から得ました一つの考えでやつておるわけでありまして、その場合には、除隊から死亡するに至つた期間といふことも相当考へなければならぬと思ひます。今度の場合一年といふことに限りましたのは、実は服務に關連する疾病と認定できるかどうかといふことが日にちがたつて困難になりますので、一年といふことに限つたわけでありまして、従つて逆に考えれば、わからない場合はあまり嚴格に解釈しないという氣持が現れておるわけでありまして、しかし實際に當つてみますと、いろいろな困難なケースが出て来ると思ひますが、善処したいと思つております。

○山下(春)委員 次長のお氣持はよくわかるのですが、これはたいへんめんどうな問題で、しかも今、山積といふ大げさですが、關係の厚生委員の方々のところには十人か十五人はこれら同じケースのものが出て来ておると思ひます。と申しますことは、今援護法があらゆる角度から非常によくなりまして、終戦直後は病院の設備も非常に悪い、狭くもあつたといふことで、固定したと称してどん／＼追出してしまつたが、實際問題としては固定しておらなかつた、それで帰ると間もなく——これをかりに一年間と限られたといふことは、これはやむを得なかつたと思ひます。三年も五年もたちましてはその判定が困難になるということも想像できますから、かりに一年は了承いたすといひまして、三箇

月なり四箇月なりでまたたつ間に再発でなくなつたその親たちは、どの法律をひつくり返してみてもひつつかつていないといふ嘆きは一通りではない。従つて、今次長がここで御答弁されるそのあたりの氣持、それから次長個人の氣持はわかるのですが、それでつつかからないようにならざることをお祈りしたいと思ひます。その認定の方法として、死亡診断書に明記してありますが、その他の方法として私個人で考えられますことが一つあるのです。これは今日では他の問題とも非常に抵觸するのであります。遺家族などにボスだなどと非常に悪い言葉を言われる団体もありますけれども、しかし戦後の援護法あるいは恩給法等の國家の救済の手はないときは、ともすれば困つておる家族たちは共産主義に走るような傾向のある者を、地方のほうに理解のある漢族の幹部たちをたのみにあつて、さういふ方面に走らないうちにあらゆる個々のめんどうを見て参つた点も實つてあげなければならぬと思ひます。であります、それらの人々が國家から手を差延べてもらへませんので、その人たちの死亡のときには、公務死と同じやうな待遇を地方でしてやらざるを得なかつた。あなたの方では病気で死んだからもうほつておけばよいのだといつて普通のお葬式にしておくとがえられなかつたやうな事情が幾つあつたのです。そのためにいろいろ死亡の原因あるいはその他の葬祭の方法について、公務死の方と同じやうに扱つて差上げておる例がたゞさんあるのです。従つてこの遺族会の中の非常に善意の方々によつて、こゝろ不明瞭な

ものを認定する委員会のやうなものを、七人ぐらゐをもつて組織いたしまして、それはその地方におけるいろいろな判定の困難のものを個々について知つておる人たちに認定させる。それでその忠実なる認定は、援護局におきましても、あるいは恩給局におきましても、これを採用するといふやうな道を開く氣はないかどうかといふことをちよつと伺つておきたいと思ひます。

○田辺政府委員 現在援護庁へ申慰金、年金の申請が出ておりますのは、今は別に申請する資格を限定しておりませんので、悪く申しますれば、悪意のある者も全部申請しておるわけでありまして、これを私どもの方で受付けて、公務に該当するものは認定するし、公務に該当しないものは認定しない、公務に該当しないといふ認定したものは却下しておるわけでございます。困難なものは丁重に詳しく調べておるわけでございますが、それを見ますと、在郷死の場合におきまして、死亡の原因がどうであるかといふことはわかっております。またその方が除隊になりますとき、または在隊中に受けた病気といふことも、ある程度資料は整つておるやうでございますので、そんなにむづかしいのではないかと、むづかしいケースもあるかと思ひますが、大部分の人については認定ができるのではないかと。問題は現在公務死であるかどうかといふ点において問題があるわけでありまして、公務といふ点を除外して見ますれば、さうむづかしいケースは多くはないのではないかと一応考えております。これはすでに書類がたゞさん出ておりますので、なおよく當つてみますと、困難なものも困難でないものと一応かわつて来ると思ひますが、目下のところはむづかしいケースはそう大部分を占めるといふやうに考へております。またこれはこの前に私ぶつた例でございしますが、除隊になりましてから二月目に死んでおられるといふこと、これは医者の診断書がついておりまして、その当時の状況を詳しく書いてあるものでございします。それを信頼しないといふ別でございしますが、それを信頼するといふしたまはすれば、それからわれ／＼のやうな者が常識で判断いたしましたとしても、これは当然に公務であり、しかも在隊中における疾病といふことが常識的に判断されるものがあるものであります。これは極端な例からいへば、さういふ例があるのではないかと。さういつたことで今までもさう苦勞もしておらないやうでございます。で、御心配のほど大量にあるとは考へられないのでございします。これはなおよく調べてみないといけません。現在のところではさういふ事情でございします。

○山下(春)委員 この点は今の次長のお心構えそのまゝの氣持で扱つていただければ、たいへん困難な点が少く、多くの人たちが救済されるであらうことを期待するものであります。役所にいきますと、どうも扱い方が少し冷たくなりまして、どうか今の心持そのまゝの氣持でこの門をあけてやつていただきた。長い間悲しんでいた母たちに非常に大きな福音だと思つて、この点を私たちが非常に喜んでおるものであります。

それから私十六国会から恩給が改訂される際にもやましくお願いしてお

いたので、今度のこの援護法の改正にあつて、そういうものが少し頭を出して来ればたいへんありがたいと思いましたが、相かわらず落ちておりません。それは援護法の方でもまだ御調査が非常に困難な問題で、調査が十分でないという話でございまして、やむを得ませんが、いつも申し上げますが、船に乗りました者、これは軍人軍属の範疇でなからうかと思ひます問題が未解決でございまして。これは大東亜戦争、いわゆる十六年十二月八日の前十二月一日、あるいはちよつとその前ころに支那海域でたぐさんの人がけがをしたり死んだりしております。それから終戦直後あるいは終戦のまぎわごろ、このころにこの疑問を残してあります。これも総体百名以内でございまして。その問題がどこかに頭を出して来れば非常に好都合だと思ひましたが、これは人数が少いために声が小さいのでございまして。そのためにどうも当局の方でもこれに手をつけることが遅れておりますが、実は声が細いということと傷が小さいということとは違ひまして、非常に苦しいのであります。この問題をどうにかしなければなりません。どうにかするといつても、ここでどうにもしようがないので、役所の方の考えを私はよく聞いておきたいと思ひます。あれだけ何回も／＼お願いしておるのですが、まだ援護局の方ではそのことに對する実態がつかめていらつしやらないかどうかと申しますのは、この前も申しましたように、南方などで外国の船を拿捕して、そうしてその船に乗せた日本の船員、これは船舶運営会社に登録してあつた船員か、あるいは船そのものが船舶運営会社に登録されれば、それに乗つた船員ならば

録されれば、それに乗つた船員ならばC船員と認められるはずの船員、どちらに該当するかというところは研究しないといふからなかつたと思ひますが、それらの船員がたつたく軍事行動を遂げて死してゐる者が九十名あるはずでございまして。それが一切の処遇を受けておりません。それからその前の大東亜戦争直前の支那海域で戦没あるいは負傷いたしました者は約千四、五百名あると記憶いたしております。これらのものもそのまゝになつております。それらのものに対する御調査がどの程度進んでおりますか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○田辺政府委員 最初に御指摘になりました問題は、ただいま述べられました通り現在調査をいたしております。前段の問題は、実は援護法の原則に觸れる問題でございまして。援護法の対象をどの程度までするかというところは、これは非常にむづかしい問題でございまして、いろいろ議論があつたわけでありまして、結局昔の軍人恩給を復活するといふ考えで行つたわけでありまして。それに加へまして戦争中内地の有給の雇用人に對しては國家補償の道を開いた、しかるにその際當然なすべくしてなされた戦地における雇用人に對しては何もなかつた、これは軍に合はなかつたのであります。これは軍において検討しておるうちに終戦になつたといふ關係で、企画立案をしておつた事実があるでございまして。しこうしてその場合におきましては、大東亜戦争以降の軍属に適用する、こゝういふことになつております。従ひましてこの援護法では非常に嚴格に相なつておりまして、過去においての軍人

恩給及び過去において當然なすべきであつたと考へられておつたものを復活する、こゝういつた考え方で來ておるのではありません。従つて御指摘のように支那事変中に戦死された雇用人等に對しては援護の手を差延べるといふことは、われ／＼の方で考へていないわけではございせんが、その問題は、現在援護法の対象から漏れております。いわゆる学徒であるとか、あるいは徴用工であるとか、さういつた一般の問題とも関連があるものでありまして、これをどう扱うかといふ問題にかんづいて、今のところでは、過去における軍人恩給その他の當時の社會連念において処遇せられ、また國家としても処遇するといふ制度のあつたものを復活するといふ線で、必要を感じてやつておるわけでありまして。この点は現在の援護法の考え方から行きますと、なかなかむづかしい問題であると思つております。なお研究はいたしますので、さういふ実情でございしますので御了承願ひたいと思ひます。

○山下(春)委員 それに関連してお尋ねして、おしまいにいたしますが、援護の範囲がどうかといふことになつて、範圍が広がるとおしやいます、明日援護法の閣下式があるんですが、明とであります、こゝういふことが自體間違つておるのであつて、援護をこれから社會保障の線にだん／＼移行して、これを統一しなければ、こゝういふ不統一のままに置いておくといふことは非常に不幸を残すといふことになると思ひます。援護の問題は非常に幅が広がつてよろしいのであつて、これは私の私的なわがばりではない、これは私の

ところでは扱はぬといふことではないのであつて、これらの問題はこゝういふ援護法で扱はなければならぬ問題であります。恩給局といふところは、先に話のわからないところでありまして、先ほど高橋委員の御指摘になりました旧民法下における矛盾といふのは、これも数限りなくあります。どう話をしてみても、どう談判をしてみても恩給局では解決できない。ああいう考え方を持つてこの問題に臨むことは、これから先私どものどうしてお納得の行かない線が幾つも／＼残つておるのでありますから、恩給の場合に對しても／＼考へられる今日でございまして。援護法は援護局にして幅を狭める、なわばりの範圍内でやるといふお考えではいけないのであつて、今度の学徒の問題もそれから徴用工の問題も、これから先の問題がこゝの際残されてはいけないのでありまして、さういふことのすべてを総合しておやりにするべき役所でありまして、なわばり以外だなんていふことをお考へになることは根本的な間違ひであることとを指摘いたしまして、今後この法案に漏れました一般の徴用工あるいは学徒、その他これらの支那事変中に犠牲を受けた民間船員、いわゆる軍属——あるいは軍属までも行かなかつたかもしれないが、それらの仕事に従事いたしました者たちの全部が救済されるような方法に、もう一回改正されることを希望して、あるいは改正するといふ御確約をいたさつて私の質問を終りたいと思つております。

○田辺政府委員 お氣持はよくわかりましたが、國家財政の關係もございまして、なお研究いたしたいと思ひます。

○中野委員 ちよつと関連して伺いたいのですが、今度のこの法律案は、戦傷病者に対する援護の対象を拡大するといふことが一つのねらいでもあるのです。それで不具庶民の程度及び状態といふふうな改正をして來られたのですが、そこでこゝういふケースをひとつ伺いたいと思ひます。これは珍しいケースでもありますが、一例をあげた方がよいと思ひますが、愛知県の豊田郡の吉田町といふところに神谷富士夫といふ人がおります。これは戦争中軍人としてりつぱにその役を果して來た人なんです。ところがこの人が帰還後、戦争中の恐怖によつて精神異常を來しております。つまりこゝういふのは何といふのですか、精神分裂症とでもいふのですか、平素はちやんとしてゐるのですけれども、一日のうちに三度か五度発作を起して、小料理屋さんなんぞで、たとへて言へば、おかしみを二十人前とか三十人前とか切るときは命ぜられた通りに切るのでありますが、何かひい／＼とシヨクを受けると、そのまま自動車に飛び乗つて、十五日でも二十日もわけもわからずにぐるぐるまわつて、そのたびに所轄警察から親のところへ呼出しが來て、もう近來は目が放せないでついで歩いておるといふような状態にあるのです。ところが何らこれに對するところの國家的な補償といふものがあるか、めんどろが見られておらない。その原因は何かと云へば、はたして戦争中のそのためにさういふ精神異常を來したかどうかとさういふ疑点があるといふのです。しかしその人の家族には精神異常者といふものは系統的にないので、いわんや實際上において、戦争に行く前はそ

ういう症状はなかった。しかしサイバ
ン島でたかどこかで、非常に熾烈な
戦争で恐怖症になつたわけですか。何
かひよつとしたショックでおびえと
そういう症状が現われて来るのです
が、私はこれは当然戦争によつて受け
た一つの疾病だと思つてのすけれど
も、これに対するところの態度が明ら
かになつていないのであります。こ
ういふのは、どういふ扱いをされるつ
てもおられるのか、あるいは当然この
今度改正をされる不具廃疾の程度及び
状態という点に私は関連して考えるべ
きものだと思うのです。現在厚生省の
方でもこれに対しては何ら処置をとつ
ておいでにならない。まず第一に、こ
ういふ状態のものをどういふふうによ
つて行かれるかという点を田辺さんに
伺いたいと思つてます。実例であります
から、係りの方で御存じの方があるか
もしませんか……

○田辺政府委員 詳しい点は、実際に
事例を調べた上でお研究させていた
だきたいと思つてますが、考え方とい
ましては、精神病が必ずしも公務で
ないとは言えません。また実際問題と
いたしまして、精神病を公務として扱
つた事例もございます。ただ今度この
援護法を一部拡張した結果、それが対
象になるかどうかという御質問であつ
たように思いますが、それは現在の状
態がはたして六項症以上であるか、あ
るいは六項症以下であるかということ
でありまして、その原因が公務なら
ば、それは援護法の対象になり得る方
ではないかと思つてます。特にこの方は
軍人でございますので、援護法の問
題というよりも、むしろ恩給法の増加
恩給及び傷病年金の方の問題ではない

かと思つてますが、いずれにしても考
方は同じでございまして、公務のため
にそのつた病氣になつたということ
でございませうならば、そのつた時期が
在隊中であらうと、あるいは除隊後に
それが原因となつて出たものであら
うと、それは必ずしも要件ではないと思
つておられます。一般的に精神病が全
公務にならないというわけでもござ
いませうので、その方の勤務せられた
時の状況、あるいは戦況、あるいは勤
務時間、そういうものを総合的に考慮
いたしまして、これに該当するかどうか
を今後判定して参りたいと思つてお
ります。

○中野委員 その件ですが、これは除
隊後一年ないし一年半を経過した後に
そういうような状態が出たというの
で、最初は軽微であつた、そういう症
状もきつめて来れど深くなりました。と
ろがだん／＼それが深刻になつて来
て、近來は、先ほど申し上げたよう
な状態なんです。こういうものをやは
り公務として扱うことは必要だと私は思
うのです。これは本来は恩給法上の問
題でもありませんから、こゝで何うの
どうかと思つておられるけれども、一
面においてはその発病の時期が非常
におそろい、従つて公務上病氣になつ
たとは考えられない、あるいはその判定
に苦しむということが今日取扱ひ上の重
大なポイントになつておられると思
つて。こういうものについてはどうい
う処置をすることが一番適當であるか
この機会に御説明願つておきたいと思
つておられます。

は第二項ですが、この法律の目的は
太平洋戦争開始の日以後に死亡した軍
人等の遺族に對して弔慰金を支給する
等の必要があるという御意見でありま
して、先日私は軍人、准軍人並びに軍
属にまで及ぼすことが必要だと思つて
いうことを事前に明らかに申し上げて
おきました。この法律案の中には軍属
が除外されておる、先日概略は伺いま
したが、こうして法案が現実に提案さ
れた限りにおきましては、いかなる理
由によつて軍属のみをばこの弔慰金の
対象から除外しなければならぬかとい
う点を、さらに明確にしたいと思つて
いるのであります。それから、その
節お願いしておきました軍属の数は
すなわち除外される軍属の数は
あなたの方にあるというお話でしたか
ら、これはどのくらいの数になるかと
思つてます。この二つを伺いたい。

○田辺政府委員 第一点の取扱ひの問
題でございしますが、これは御本人か
ら申請がございすると、私の方で調査を
いたしまして、いろいろの書類をつけ
まして恩給局に送つて、恩給局で最後
の判断を願ふことになつておられるわけ
であります。この方がもし増加恩給受給
書類を出すことができませんし、もし増
加恩給の程度まで至らない方であれ
ば、今年の四月から実施されます傷病
年金と申しますか、そういう制度によ
つて手続をするわけではございますが、出
て来ましたときに医者の診断である
か、あるいは当時の状況を記載した
ものをいただくしまして、それを恩給局
に私の方から申達いたしまして、そ
うして恩給局の方でこれが公務であるか

どうかというのを御判定になり、ま
た現在の症状がどの程度の状態である
かということをお認認定になつて、増加
恩給なり傷病年金を支給する、こ
ういふ段取りになるわけでありま
す。それから、今度の公務にあらずとし
て却下されまふ戦没者の遺族に對する
弔慰金の支給範圍を軍人に限つた理由
でございまして、これはこの前も申し上
げたのでございしますが、軍人は昔の旧
憲法におきましても、權利義務が非常
に制限されておりました、陸海軍の
法令または紀律に抵触しない場合に限
つてのみ一般国民の權利義務を持つて
おつた、こゝに建前でもございま
して、國家との間におきましては、特別
な勤務内容を持つ方々であつた、つま
り常任軍隊その行動を厳重な紀律によ
つて極度に制限されておつたという特
殊性があると思つてます。また兵役の義
務によつて強制的にそういう特殊の
勤務關係を持つべく、任務關係を設定
された方々でございまして、一般雇用
人のごとく、そういう厳重な制限も
なく、またその關係に入るのとおおむね
御自分の意思によつて入つた方とは格
段の相違があるのではなからうかと、ま
たそういう厳重な紀律のもとにあると
いうことが、やがてまたそういう病
氣との關係においても關係が大きい
ということも推察できるのではないか
、こゝを考へ方から、実は今度の法に際
しては軍人に限つたのでござい
ます。またもう一つは、過去の制度にお
きまして、下士官兵の場合におきま
しては、公務外の死亡の場合におきま
して、転免賜金という一時金が支給さ
れておつたのでありますが、これは転免
賜金に關する勅令がございまして、こ

れによつて下士官兵に限定して、非公
務の場合にも一時金が支給されてお
つたのでございまして。今日これを復活
するといふ考へからいたしまして、下
士官兵だけに限定することはどうも実
情に沿わない。たとえば學生が兵役の
義務を果すために現役に入ります場合
に、終戦直後あたりは、みんな學校か
ら特別志願をいたしまして、予備學生
あるいはその他學生となつて、見習い
士官となつて行つた例も非常に多い
のであります。これは召集または現役兵
の入営と何らかつたところはな
いのであります、下士官兵にだけ限定す
るといふことも実情に即しない、ま
たわれ／＼裁定をいたしております
實際の状況を見ますと、戦地におい
てピルマ作戦に最初から参加し、非常な武
勳を立て功績を立てまして、最後に捕
虜となつて公務とは考えられない病氣
によつてなくなつておられる、こ
ういふ將校の方もおられますので、下
士官兵にだけ限定して昔の制度を復活
するといふことは、やはり今日の事
態においては軍人全部に對してこ
ういふ非公務の弔慰金を支給するの
が至當であらう、こゝを考へたわけ
であります。従いまして、われ／＼の考
えとしましては、軍人という身分及び身
分に基く勤務の特殊性及び過去にお
ける転免賜金等が支給されておつた
実績といふことを考へまして、軍人に限
したわけではござい
ます。それから、軍属で非公務のため
に死んだ方、これは内地と戦地と両方
あると思つてます。内地の方はつきり
いたしません。戦地は、私どもの方
の現在推察では五百ないし六、七百
といふところではないかと思つて

ら、私どもの方の現在推察では五百ないし六、七百といふところではないかと思つて

○中野委員 従来は、軍人援護会といふものがあつて、こういう軍属なんかに対しても、あるいは法律で定められざる者に対しても、援護の方途が講ぜられておつたのです。大体十五億くらい予算があつたのですが、マツカーサー指令によつて解散を命ぜられ、その金もどこへ行つてしまつたかよくわからぬやうであります。しかし今度これだけの拡大をはかれたことは、たいへん好ましいことではあると思ふのだが、私は、さらに一歩前進して、その数がきつめて少数のやうでありますから、国家民族のために召集されて、そのことによつて死亡されたとかいふ方に対しては、軍属であつても軍人であつても、従来の古い型にとられずに、これも広い意味において援護をするという意味から、弔慰金を支給することが妥当だと思ふのでありますが、そういうふうな考えを直していただきたいと思ふ一人であります。

○田辺政府委員 臨時看護婦でございます。その点の伺いたいと思ひます。意思があるかどうか、もしそれが認定が非常に困難だといふなら、今度のこの弔慰金の対象になるのかどうか、この点を伺いたいと思ひます。

○中野委員 いろいろ例は多々あると思ふのです。というのは、このケースは戦争の末期にはもう一々正式の手続をふんでいない。船がいよいよ出帆する、そのときに看護婦の数が足りない、臨時看護婦学校の生徒をばとにかく相当数これに乗船せしめ、そういう輸送をしておる間に感染する、感染し

たことによつてなくなつて病院に入つておつてなくなつていふやうなものが、今度のこの軍属の対象から消えてしまふといふやうなことになるれば、私は今度のこの拡大される意義といふものは抹殺されて行くおそれがあると思ふのです。というのは、あなたは先ほど軍属を除外した例をそこに述べておられるが、それと今度はややケースが違ふと思ふ。こういうやうな軍属は当然この弔慰金の支出の対象とすることが正しいと思ふのですが、それをしも除外するのはいふやうなわけですか。先ほど軍人並びに准軍人といふものに対しては支給の方途についてはお聞きした。軍属を除外する理由は伺つた。これらは明らかに戦争に従事したことによつて感染をし、そのことによつて発病し死んだのでありますが、その認定が非常に困難で、もしこれが公務でないとして認定された場合には、一体この人は何のために死んだかという結論が生れて来る。こういう軍属を何がゆゑに除外しなければならぬか。一律に軍属を除外するという方法が私には納得が行き得ない。この点の説明を求めておきたいと思ふのです。

○田辺政府委員 どうもお話を伺います。その方は一応雇用人の身分を持つておつたのではないかと考へるのでございますが、この点は実際問題でございまして、それを調べてはつきりさせなければ、御説明はできないわけでありまして、船に乗つてゐる間に伝染病にかかつた、その伝染病も、船ももちろん入れまして、戦地伝染病による場合にはなりますから、われ／＼の方では相当広範囲に公務にとつてゐるのでございます。どういふ伝染病でおな

○中野委員 従来は、軍人援護会といふものがあつて、こういう軍属なんかに対しても、あるいは法律で定められざる者に対しても、援護の方途が講ぜられておつたのです。大体十五億くらい予算があつたのですが、マツカーサー指令によつて解散を命ぜられ、その金もどこへ行つてしまつたかよくわからぬやうであります。しかし今度これだけの拡大をはかれたことは、たいへん好ましいことではあると思ふのだが、私は、さらに一歩前進して、その数がきつめて少数のやうでありますから、国家民族のために召集されて、そのことによつて死亡されたとかいふ方に対しては、軍属であつても軍人であつても、従来の古い型にとられずに、これも広い意味において援護をするという意味から、弔慰金を支給することが妥当だと思ふのでありますが、そういうふうな考えを直していただきたいと思ふ一人であります。

○田辺政府委員 臨時看護婦でございます。その点の伺いたいと思ひます。意思があるかどうか、もしそれが認定が非常に困難だといふなら、今度のこの弔慰金の対象になるのかどうか、この点を伺いたいと思ひます。

○中野委員 いろいろ例は多々あると思ふのです。というのは、このケースは戦争の末期にはもう一々正式の手続をふんでいない。船がいよいよ出帆する、そのときに看護婦の数が足りない、臨時看護婦学校の生徒をばとにかく相当数これに乗船せしめ、そういう輸送をしておる間に感染する、感染し

たことによつてなくなつて病院に入つておつてなくなつていふやうなものが、今度のこの軍属の対象から消えてしまふといふやうなことになるれば、私は今度のこの拡大される意義といふものは抹殺されて行くおそれがあると思ふのです。というのは、あなたは先ほど軍属を除外した例をそこに述べておられるが、それと今度はややケースが違ふと思ふ。こういうやうな軍属は当然この弔慰金の支出の対象とすることが正しいと思ふのですが、それをしも除外するのはいふやうなわけですか。先ほど軍人並びに准軍人といふものに対しては支給の方途についてはお聞きした。軍属を除外する理由は伺つた。これらは明らかに戦争に従事したことによつて感染をし、そのことによつて発病し死んだのでありますが、その認定が非常に困難で、もしこれが公務でないとして認定された場合には、一体この人は何のために死んだかという結論が生れて来る。こういう軍属を何がゆゑに除外しなければならぬか。一律に軍属を除外するという方法が私には納得が行き得ない。この点の説明を求めておきたいと思ふのです。

○田辺政府委員 どうもお話を伺います。その方は一応雇用人の身分を持つておつたのではないかと考へるのでございますが、この点は実際問題でございまして、それを調べてはつきりさせなければ、御説明はできないわけでありまして、船に乗つてゐる間に伝染病にかかつた、その伝染病も、船ももちろん入れまして、戦地伝染病による場合にはなりますから、われ／＼の方では相当広範囲に公務にとつてゐるのでございます。どういふ伝染病でおな

○中野委員 従来は、軍人援護会といふものがあつて、こういう軍属なんかに対しても、あるいは法律で定められざる者に対しても、援護の方途が講ぜられておつたのです。大体十五億くらい予算があつたのですが、マツカーサー指令によつて解散を命ぜられ、その金もどこへ行つてしまつたかよくわからぬやうであります。しかし今度これだけの拡大をはかれたことは、たいへん好ましいことではあると思ふのだが、私は、さらに一歩前進して、その数がきつめて少数のやうでありますから、国家民族のために召集されて、そのことによつて死亡されたとかいふ方に対しては、軍属であつても軍人であつても、従来の古い型にとられずに、これも広い意味において援護をするという意味から、弔慰金を支給することが妥当だと思ふのでありますが、そういうふうな考えを直していただきたいと思ふ一人であります。

○田辺政府委員 臨時看護婦でございます。その点の伺いたいと思ひます。意思があるかどうか、もしそれが認定が非常に困難だといふなら、今度のこの弔慰金の対象になるのかどうか、この点を伺いたいと思ひます。

○中野委員 いろいろ例は多々あると思ふのです。というのは、このケースは戦争の末期にはもう一々正式の手続をふんでいない。船がいよいよ出帆する、そのときに看護婦の数が足りない、臨時看護婦学校の生徒をばとにかく相当数これに乗船せしめ、そういう輸送をしておる間に感染する、感染し

たことによつてなくなつて病院に入つておつてなくなつていふやうなものが、今度のこの軍属の対象から消えてしまふといふやうなことになるれば、私は今度のこの拡大される意義といふものは抹殺されて行くおそれがあると思ふのです。というのは、あなたは先ほど軍属を除外した例をそこに述べておられるが、それと今度はややケースが違ふと思ふ。こういうやうな軍属は当然この弔慰金の支出の対象とすることが正しいと思ふのですが、それをしも除外するのはいふやうなわけですか。先ほど軍人並びに准軍人といふものに対しては支給の方途についてはお聞きした。軍属を除外する理由は伺つた。これらは明らかに戦争に従事したことによつて感染をし、そのことによつて発病し死んだのでありますが、その認定が非常に困難で、もしこれが公務でないとして認定された場合には、一体この人は何のために死んだかという結論が生れて来る。こういう軍属を何がゆゑに除外しなければならぬか。一律に軍属を除外するという方法が私には納得が行き得ない。この点の説明を求めておきたいと思ふのです。

○田辺政府委員 どうもお話を伺います。その方は一応雇用人の身分を持つておつたのではないかと考へるのでございますが、この点は実際問題でございまして、それを調べてはつきりさせなければ、御説明はできないわけでありまして、船に乗つてゐる間に伝染病にかかつた、その伝染病も、船ももちろん入れまして、戦地伝染病による場合にはなりますから、われ／＼の方では相当広範囲に公務にとつてゐるのでございます。どういふ伝染病でおな

もこの範囲の人は除外するけれども、他のこういう範囲の人たちはこの中に含むというような考え方をもちて法律案が提案されることが、政治の妥当なる処置であると私は思うのであります。今の事例については今後の審査過程にある問題ですから、いろ／＼と御勘案を願わなければならぬでしようけれども、ただ問題はこの二項の中にある軍属を除外した中には、こういう例があるのであるから、さらにあなたの方で考え直して、そういう軍属に対しては何らかの支給の対象にするというような考えを持つておられるかどうか、この点だけを確認しておきたいと思う。

○田辺政府委員　よく研究してみたい
と思います。

○小島委員長 両法案に対する爾余の質疑は次会に譲ります。

○小島委員長 次に国立病院、国立療養所の定員問題に関して發言を求められておりますのでこれを許します。長谷川保君。――簡単に。

○長谷川（保）委員 委員長から簡単に
というお話がございますので、かいつ
まんで要点を伺いたいのであります。

御承知のように、ただいま内閣委員会におきまして、行政機關職員定員法の一部を改正する法律案が審議せられております。この中に厚生省關係の国立病院、国立療養所の職員の問題も入つております。国立病院、国立療養所の現状を見てみますと、まずたとえば国立療養所のごとき、昭和二十七年には千五百床増床されておりますが、全然職員がふえておりません。昭和二十八年におきましては、一部国立病院

の国立療養所に対する転換によつてその部分だけがふえております。また二十九年の今國の予算におきましては、国立療養所のふえますものが、新設が千床、三派の共同提案で復活しております。そのほかに四百五十床、こゝろいものがあるようでございます。

定員法の改訂が二十六年になされ、それ以後かよりに二十七年、二十八年、二十九年と収容ベッドがふえておる。にもかかわらず定員はふえておらぬ。

さらにまた国立病院等におきましても完全看護あるいは完全給食、また新たに完全寝具というようなことが行われまして、仕事の実際の量はふえておるのであります。あるいはまた医療法に

おきまして、治療の技術が進みま
て、結核等の場合でもむしろ純然たる
外科病院的なものになりつつあるよう
な次第であります。非常に外科手術が

ふえておる。こういふことによりまして、今までと違ひまして、よほど医療職員、医師や看護婦の定員がふえなければならぬ。また事務職員の関係におきましても、結核予防法等の關係に

おきまして、あの煩雑な事務をやらせるので、ずいぶん職員の数が必要に
ればやれないのであります。しかるに

ただいま申しましたようなわけで、現状におきまして、医師、看護婦だけでなくも二千名ぐらゐの職員の定員の不足を實際には来しておる。もし医療法を確実に実施するということになりますれば、国立病院、国立療養所が一番先に医療法違反になるという現状、このときにどうしても職員定員を減らす、大体二割、一千名を減らすという案のようでありますが、こういうことをされましたのは、これは国立

病院あるいは国立療養所の職員の間でのもとなつて、そのしわ寄せは結局患者のところに来る。すでに私どもも現場をあちこち歩いて見ますと、そういう点が非常に見えて来ておる。こういうことは断じてしてはならないと思いますが、厚生当局の御意向を承りたい。

○曾田政府委員 国立病院及び療養所におきまして職員の数が足りませんので、非常に業務が過重になつておる。

でございまして、今も御指摘がございましたように、療養所の診療内容もかわつて来ておるといふことに応じて、定員をいろいろ改めて行かなければならぬといふことは、私どもも考え、い

ろい努力もいたしておるわけでございます。しかしながらただいま御指摘がありました点につきましては、いろいろ私どもの方もできるだけことは

手を尽しておるわけでございます。今もお触れになつたのであります。たとえば国立の療養所というものにつきましては、御承知のように、国立病院が療養所に転換されたというような際

に、今日までの国立病院及び療養所の定員の病床に対する割合というようなものを見ますと、療養所の方がずっと

少くなつておるわけでありませうけれども、その分の減員ということをした。従つて療養所に転換されれば冗員になります分は、他の手不足の療養所にまわすというような方法をとつて参つております。もちろん私どもはそれでも追いつかないというふうに考えております。さうな外置も講じて来ておるような状況であります。ここに述べられおります療養所というの

は、癪とか精神というものも含むのか含まないのかはつきりいたしません。が、全部含めて参りますれば、特殊なそういうような施設におきまして、はつきりと定員の増加というようにすることも形に多少現われて、少くとも明年度の予算というもので含めてお考え願います。

すと、それは幾分入つておるわけでありませう。しかし私どももここにおきまして、特にいわゆる難仕婦というやうなものが足りないために、看護婦の定

員を非常に食つておるといふような事情については、まことに遺憾に考へておるのであります。また国の財政が許しますならば、この面においては将来増員をお願いしなければならぬとい

うふうに考えておるわけであります。そこで今回ここに千人近い者を整理するということはけしからぬではないかというよりなお話であります。私も

この点につきましても、国立病院、療養所の特殊性にかんがみまして、できるだけ人員の整理ということから除外していただくように、いろいろ努力もいたしましたのであります。そうし

てその趣旨はある程度くんでいただいたのであります。すなわちほかの機関に比べますれば、その整理率というも

のは非常に低いのであります。しかしこれを全然ノー・タッチで行くということは許されませんので、最低限はこの整理をお引受けするということになつたわけであります。しがしそれにいたしましても、病院職員の中でも特に医師、看護婦というようなものについては、これも御指摘の通り、最も手不足を感じておるものでございますが、この明年度の整理の中には医師と看護婦の整理、減員は全然見込んでおりません。

他の事務職員の整理だけであります。もちろん他の事務職員と申しまして、この整理に相当無理はあると思いますが、今日状況といいたくはありますが、今日の状況においても、ある程度は減員に応じまして、そのほかのいろいろな施設とか、あるいは器具

機械類、あるいは病院組織というようなものに改良を加えまして、そうしてこの定員減というようなことを何とか抑へて参りたいと考えております。

なお明年度に増床を予定されており、まず二千病床というものに対する人員の配慮がないではないかという御質問に、対しましては、これは御承知のように、国会の修正によりまして千床入つ

たのでありまして、私どもも千床増設していただきますならば、これに応ずる運営費及び人件費というようなものは、ぜひ必要と考えておるわけであり

ます。しかし建物だけでも明年度つくつていただきますことは、私どもとしても、また国民としても非常にありがたいことでございますので、これは私ども非常に感謝しておる次第であります。

す。この足りない部分の、このいただきました施設は、大体組んでおります予算のできるだけの合理的活用という

ものをはかりまして、無理のない程度にこれをできるだけ動かして参りたいと考えておりますが、どうしてもこれは無理がございます。これは次年度に就いてその部分は組んでいただきたくすい。また私たちがのように努力いたすつもりでございます。

○長谷川(保)委員 三派の方々の早々の間に出されました予算の修正でありましたから、人員あるいは療養所の経営費、予算等についてそれが不円満の点

があつたということは了承できるのでありますけれども、しかしいづれにしても、現状において医師、看護婦で医療法を施行しますならば、この国立結核療養所、結核病院等で約二千名足らぬというのが私どもの持つてゐる資料であります。事務職員の数でも、先ほど申し上げましたように、非常に事務量がふえておる。行政整理によつて人員を減らすということは、私ども必ずしも反対ではありません。それはむだな仕事をしておるよりなところについては整理すべきであつて、いよいよ仕事をしなければならぬのに定員が足らぬというようなところ、たとえば国立療養所にいたしても、さつぱ申しましたように、昔と結核の治療が違ひ、内容が違つて来ておる。今はむしろ外科が主になつて来ておる。そういう傾向でありますから、療養所などは看護婦なら看護婦の定員が少なくてよいといふときと内容が違つて来ております。でありますから、国の機関が医療法を守らぬ、厚生省の管轄の医療法を守らぬといふことは困るのであります。これではどこが一体法律を守るのかわからなくなつてしまふのであります。私はこういうときに新しく千床あるいは四百五十床が自然にふえて行くといふ二十九年度の情勢を見て、これが余つてむだなところなら人員整理をすることは当然でありますけれども、こういう足らないところで人員整理をすることは絶対に了承すべきでない、増員をしなければならぬ。実際におきまして第一線のこの病院療養所等に参りますと、患者は決して満足しておりません。非常に看護の手がなくて

不満である、やむを得ず付添いをつけざるを得ないということになつて、實際完全看護と言ひながら、やはりそういうことでやつておるといふのが現状であります。そういうことでは困るのであります。そのしわ寄せが患者自身に行つてしまふといふことでは困る。何としてもこれは減員をされては困る。すでに聞くところによりますと、大蔵委員会の関係でも、減員をすべきではないといふことで、決議をもつて内閣委員会の方に、行政整理による定員の減員に對しまして反対の申入れをしておるわけでありませう。私どもも現状を見まして、やはりこれはそうすべきだと思ひ、この際委員長にお願いしたいのでありますが、時間がありませんからこまかいことは申し上げませんでしたが、厚生省の方でもそういう現状では困るということは認めておるわけでありませうが、どうもやむを得ずといふことで行革の方に押されておるようでありますから、この際われわれの方でも全国の国立病院、国立療養所の患者たちを守るという立場からいたしまして、また厚生省管轄の医療機関なりが医療法を実際に行い得るやうにしたい。現在厚生省自体が医療法の違反をしては困るのであります。この際この定員を減することについては反対をするといふ当委員会の決議をし、そしてこれを内閣委員会の方に申入れをしていただきたいと思ひます。

○小島委員長 長谷川委員に申し上げます。次会において理事会及び委員会にお諮りいたしまして、しかるべく取扱ひをいたします。

本日はこれにて散会いたします。次会は公報をもつて通知いたします。

午後一時三分散会

〔参照〕

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十九年四月五日印刷

昭和二十九年四月六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局